

処分事案①

教職員の処分について

豊中市教育委員会は、豊中市立中学校教員が生徒に対して行った不適切な指導及び不適正な会計処理を行った行為について、令和6年（2024年）7月4日付で、次のとおり懲戒処分を行いました。

記

1 処分対象者及び処分の種類・程度

〈当事者〉

豊中市立中学校教諭（男性・48歳）・停職3月

2 処分事由等

- 当該教諭は、部活動顧問と部員という優越的な関係性のもと、部員への指導として、主将を交代させたり、練習や試合に一定期間参加・出場させなかったりなどの懲罰的な指導を繰り返し行ってきた。また生徒指導上の課題に対し、部員間で連帯責任を求めることもあった。
令和3年1月、2月及び6月に生徒指導上の事案が生じた際には、「こういう時は先輩たちは丸刈りにしてきた」と過去の事例を挙げるなど、部員を精神的に追い込み、結果的に連帯責任として部員たちが自主的に丸刈りを行うように至らしめた。
- 退部を申し出た部員に対して、当該部員を教室に引き入れる際、胸ぐらを掴み、引き入れた。
- 日頃の当該教諭の指導が厳しいことを理由に退部を申し出た複数部員に対して「代わりの部員を3人連れてくるように」と無理難題を求め、実質的に退部を拒絶した。
- 令和3年3月、大会出場の際、遠征費の徴収に関して、当初宿泊日数が短縮された場合には返金すると、保護者に通知していた。しかし、事後に宿泊日数が1泊減ったにも関わらず、保護者の同意を得ることなく、他の残金とまとめて「部活動で使用する物品の購入」などに流用する旨通知したのみで流用した。
- 当該教諭の行った一連の行為が、当該部員等に対して、部員一人ひとりの尊厳や意思を尊重せず、精神的な苦痛を与えるものであること、かつ、遠征時の宿泊費について事前の通知とは異なる形で別の用途に流用するという不適正な会計処理を行ったことが下記に該当するため。

・地方公務員法第29条（懲戒）

第1項

「職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。」

- ・第1号「この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合」
- ・第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」

3 違反法令

・地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）

「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」

処分事案②

教職員の処分について

豊中市教育委員会は、豊中市立小学校教員が生徒に対して行った不適切な行為について、令和6年（2024年）7月4日付で、次のとおり懲戒処分を行いました。

記

1 処分対象者及び処分の種類・程度

〈当事者〉

豊中市立小学校指導教諭（女性・51歳）・減給1月（10分の1）

2 処分事由等

- 当該指導教諭は、同日付の別の処分対象者である中学校教諭が顧問を務める部活動の外部コーチである。
 - 当該指導教諭は、大会出場前の令和3年3月に顧問に退部を申し出た生徒に対して、保護者との話の中では、「土日待ってほしい」と頼まれていたにも関わらず、その期日を待たずに個別に夜の公園に呼び出し、退部したいと申し出た当該生徒に対して、「辞める辞めないの選択肢はない」「辞めるなら関係者全員に謝ること」などと繰り返し発言した。
 - 令和3年12月、それまでの顧問による厳しい指導についていけないと複数の生徒が退部を申し出た際にも、当該指導教諭は、当該生徒等が精神的に追い込まれているにも関わらず「3人連れてくるように」など、辞めさせないための無理な条件を突きつけ、実質的に生徒が退部できないように追い詰めた。
 - 日常的に部員とLINEで連絡する中で、「とにかく□□（特定の部員）はこのLINEからでていってもらいます」、「□□は発言権なし」、「△△は今後もメンバーにいませんから」や「親からクレーム入れさせるな」などと発言し、特定の部員を排除するような発言や生徒が保護者に相談しにくい状況を作りだしており、部員を精神的に追い込んでいた。
- 当該指導教諭の行った一連の行為が、当該部員等に対して、部員一人ひとりの尊厳や意思を尊重せず、精神的な苦痛を与えるものであることが下記に該当するため。

・地方公務員法第29条（懲戒）

第1項

「職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。」

- ・第1号「この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合」
- ・第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」

3 違反法令

・地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）

「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」